発行定日　毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告　示〉

○字の区域の変更（市町村課）　一
○貸金業者の業務停止（中小企業課）　四
○　右　同　四
○　右　同　五
○土地改良区の役員の就退任届（耕地課）　五
○　右　同　五
○県営土地改良事業の換地処分（耕地課）　六
○　右　同　六
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）　六
○　右　同　六
○道路の指定（建築課）　六
○道路の位置指定（建築課）　六

〈公　告〉

○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）　七
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）　七
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）　七
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）　七
○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（中小企業課）　八
○大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の概要に関する公告（中小企業課）　八
○職業訓練指導員試験の実施（雇用労政課）　八
○建設業法による建設業者の処分（監理課）　九
○一般競争入札の実施（教育委員会生涯学習課）　一〇
○特定調達契約に係る落札者等の公示（医大・病院課）　一一

〈教育委員会公告〉

○平成十八年度奈良県立高等養護学校及び奈良東養護学校高等養護部入学者募集要項　一二

〈教育長公告〉

○平成十八年度奈良県公立学校教員採用候補者選考試験実施要領　一三

〈正　誤〉

○平成十七年四月十二日付け奈良県公報第千六百六十号正誤表（警察本部警務課）　一五

告　示

奈良県告示第八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、大字陀町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この処分は、平成十七年五月二十一日からその効力を生ずる。

なお、関係の区域は、別図一（変更前）及び別図二（変更後）のとおりである。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

他の字を編入する字	他の字に編入される字	編入される区域
大字本郷	大字中ノ庄（一部）	大字中ノ庄一七六の一部、一七七の一部、一七八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部
大字迫間	大字本郷（一部）	大字本郷二三五五の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部

別図１（変更前）
大字迫間
大字本郷
大字中ノ庄
阿紀神社
天満寺
万葉歌碑
万葉公園
かぎろひの丘
大字陀町役場
大字陀幹部派出所
大字陀土木事務所
保健センター
大字陀町体育館
凡例
申請区域
現大字界

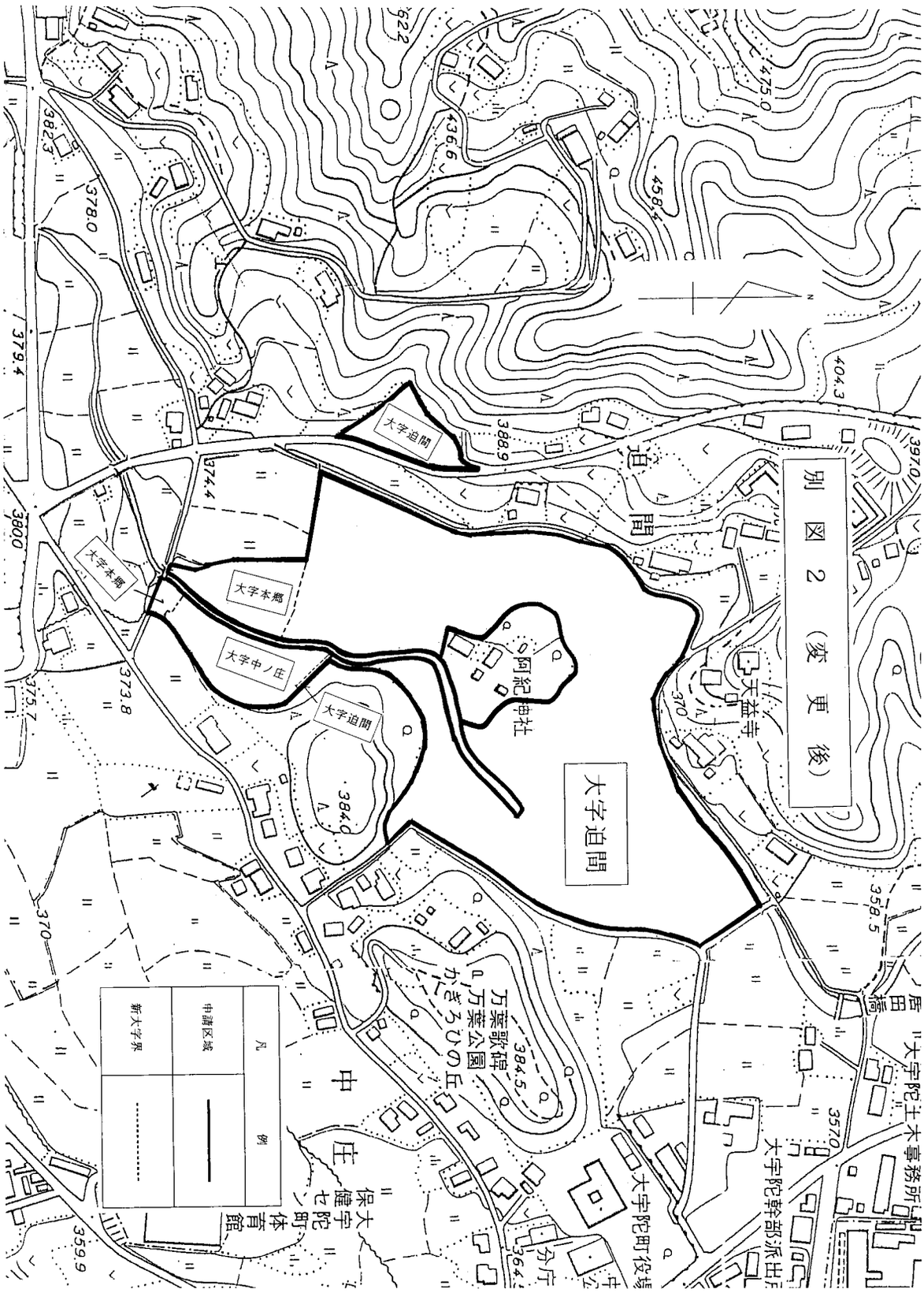
別図２（変更後）
大字迫間
大字本郷
大字中ノ庄
阿紀神社
天益寺
万葉歌碑
万葉公園
かぎろひの丘
中庄
大宇陀町役場
大宇陀幹部派出所
大宇陀土木事務所
保健センター
大宇陀町体育館
凡例
申請区域
新大字界

奈良県告示第八十九号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条第一号の規定により、次の貸金業者に対して、平成十七年五月十二日から同年六月二十五日までの四十五日間、業務（弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止することを同年五月十一日命じた。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
高田リース	高田　友代	御所市元町二八四番地七	奈良県知事（七）第〇二五九号	平成十四年八月二十八日
大武商会	武山　次郎	大和高田市大字池田四六四番地四	奈良県知事（七）第〇四三三号	平成十四年十二月二十一日
	米田　弘	生駒市壱分町一五二七番地八	奈良県知事（七）第〇四四五号	平成十四年十二月二十一日
有限会社豊商	上野　豊美	奈良市古市町二二〇八番地五七	奈良県知事（三）第〇九三八号	平成十五年一月十日
く・ら・ら	遠藤　太郎	五條市二見六丁目五番一〇号	奈良県知事（二）第〇	平成十五年三月十五日

奈良県告示第九十号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条第一号の規定により、次の貸金業者に対して、平成十七年五月十二日から同年七月二十五日までの七十五日間、業務（弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止することを同年五月十一日命じた。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
サンユーファイナンス	田村　元則	葛城市当麻六三	奈良県知事（一）第〇一〇七二号	平成十四年八月二十八日
オフィススギタ	杉田　盛治	北葛城郡広陵町馬見北四丁目四番七号	奈良県知事（一）第〇一〇七三号	平成十四年九月十日
将和商事株式会社	荒木　将喜	香芝市今泉四六四番地一	奈良県知事（一）第〇一〇八一号	平成十五年二月十三日
ナウ・ファイナンス	山家　久博	磯城郡川西町結崎七九八番地一	奈良県知事（一）第〇一〇八五号	平成十五年三月十二日

一〇二五号

（奈良）森産業	森　繁男	橿原市中曽司町七一九	奈良県知事（一）第〇一〇九六号	平成十五年七月二十四日

奈良県告示第九十一号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条第一号の規定により、次の貸金業者に対して、平成十七年五月十二日から同年八月九日までの九十日間、業務（弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止することを同年五月十一日命じた。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
密山商事	佐々岡　斗浩	桜井市外山二七五	奈良県知事（七）第〇三一二号	平成十四年十月二十五日
三永商事	宮橋　義之	御所市柏原四一五番地五	奈良県知事（六）第〇六二八号	平成十五年五月三十一日
きよし興産	三好　清文	北葛城郡上牧町滝川台二丁目一四番一〇号	奈良県知事（一）第〇一〇八九号	平成十五年四月二十二日

奈良県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事　福角　登　奈良市高畑町一一一六―六

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事　瀬崎　滋雄　奈良市高畑町一一一六―六

奈良県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、上品寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事　森岡　省悦　橿原市上品寺町一四八
〃　増田　金治　〃　六九
〃　村田　弘　〃　一五二
〃　吉村　元照　〃　一三三
〃　吉田　繁雄　〃　一三八
〃　今西　勝栄　〃　一五九
監事　森岡　勉　〃　二八五
〃　吉田　元昭　〃　三六五―四

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事　森岡　省悦　橿原市上品寺町一四八
〃　増田　金治　〃　六九
〃　西本　賢一　〃　一四三
〃　林　弘　〃　一八二

〃　吉田　富一　　〃　一二五
監事　森岡　勉　　〃　二八五
〃　吉田　元昭　　〃　三六五－四

奈良県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十七年五月十一日県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業（広域連携）大和高原北部２期地区吉田１工区）の換地処分をした。

平成十七年五月二十日　　奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十七年五月十一日県営土地改良事業（県営ほ場整備事業本郷地区１工区）の換地処分をした。

平成十七年五月二十日　　奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、平群町から大和都市計画土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十七年五月二十日　　奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、平群町から大和都市計画土地区画整理促進区域の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十七年五月二十日　　奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県告示第九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十日　　奈良県知事　柿　本　善　也

一　道路の種類
　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路
二　路線名
　一般国道一六八号
三　道路の指定区域
　北葛城郡王寺町本町一丁目一七五〇番一の一部、一七五一番の一部、一〇七番四、一〇七番一〇及び一〇七番一一から北葛城郡王寺町本町二丁目一六八七番三、一六八七番四、四五五三番一〇及び四五五三番九まで
四　道路の幅員　二五・〇〇メートルから三一・七五メートルまで
五　道路の延長　四〇〇・〇〇メートル
六　指定年月日　平成十七年四月二十八日

奈良県告示第九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十七年五月二十日　　奈良県知事　柿　本　善　也

一　指定の場所（平成十七年四月二十七日現在の地番による。）
　生駒郡斑鳩町興留二丁目九四番地ノ一、九五番地ノ一及び九五番地ノ二の各一部
二　申請者氏名　森本博文
三　申請者住所　大和郡山市若槻町一番地ノ一三
四　道路の幅員　五・〇〇メートル
五　道路の延長　一七・七五メートル

六　指定年月日　平成十七年五月二日
七　指定番号　郡土第一七〇一号

公告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社かず介護事務所	北葛城郡広陵町南郷八五五－一	かず介護事務所	北葛城郡広陵町南郷八五五－一	居宅介護	平成十七年五月十六日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社かず介護事務所	北葛城郡広陵町南郷八五五－一	かず介護事務所	北葛城郡広陵町南郷八五五－一	居宅介護	平成十七年五月十六日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社かず介護事務所	北葛城郡広陵町南郷八五五－一	かず介護事務所	北葛城郡広陵町南郷八五五－一	居宅介護	平成十七年五月十六日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　申請のあった年月日
　平成十七年四月五日
二　特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人奈良日本語センターＮＩＮＪＡ
三　代表者の氏名
　治多　和夫
四　主たる事務所の所在地
　奈良市藤原町一九二番地二号
五　定款に記載された目的
　この法人は、日本在住の外国出身者が必要な日本語能力を獲得し、日本の生活、文

化、習慣に円滑に適応できるように、指導・助言する事業を行うとともに、日本語、日本文化に興味を持ち、研究や体験学習を希望する外国在住の外国人に対し、短期間集中的に、日本語、日本文化を学習、体験する機会を設ける事業を行い、国際交流の振興に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十七年五月二十日から同年九月二十日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　西友大和郡山店

所在地　大和郡山市南郡山町五二九番地

二　変更のあった事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）

名称　イシガミ販売株式会社

住所　大阪市天王寺区上本町六丁目三番三一号

（変更後）

名称　株式会社イシガミ

住所　大阪市中央区南本町一の五の九

三　届出年月日

平成十七年四月二十七日

四　縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五　縦覧期間

平成十七年五月二十日から同年九月二十日まで

六　縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗の設置者に対して県の意見を述べましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　奈良古市ファッションモール

所在地　奈良市出屋敷町一九八番一他

二　県の意見の概要

1　駐車場出入口を交差点近くに設置し、右左折での入出庫の計画となっており、交通渋滞及び交通安全の面での配慮がなされていないので、必要な対策を講じること。

2　荷さばき作業にかかる夜間の騒音の最大値が基準値を超過しているため、基準値を遵守するよう対策を講じること。

三　縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四　縦覧期間

平成十七年五月二十日から同年六月二十日まで

五　縦覧時間

午前九時から午後五時まで

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」といいます。）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　実施する免許職種

1　学科試験（指導方法及び関連学科）を行う職種

和裁科

2　学科試験のうち指導方法のみについて行う職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といいます。）別表第十一に掲げる職種（和裁科を除きます。）

二　試験科目

1　和裁科

(一)　指導方法

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

(二)　関連学科

(1)　系基礎学科

裁縫知識、縫製法及び安全衛生

(2)　専攻学科

和裁法及び被服学

2　省令別表第十一に掲げる職種（和裁科を除きます。）

指導方法

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

三　試験期日

平成十七年九月十一日（日）午後一時二十分から

四　試験場所

奈良県技能検定場（磯城郡三宅町石見）

五　受験申請書の受付期間及び提出先

1　受付期間

平成十七年七月十五日（金）から同月二十九日（金）まで

ただし、郵送による場合は、同月二十九日までの消印のあるものに限り有効とします。

2　提出先

奈良県商工労働部雇用労政課

六　提出書類

1　受験申請書

2　写真（申請前六月以内に撮影した正面脱帽上半身像の写真で、大きさは縦四センチメートル、横三センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

3　受験資格を証する書類

4　学科試験の一部の免除を受けようとする場合は、そのことを証する書類

5　受験票等の送付用及び合否結果通知用の封筒二通（あて先を記入し、八十円切手をはり付けたもの）

七　受験手数料

三千百円

受験手数料の額に相当する奈良県収入証紙を受験申請書にはることにより納付してください。なお、奈良県収入証紙は消印しないでください。

八　受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するとともに、必要な事項を通知します。

九　合格発表等

平成十七年九月三十日（金）に、合格者の受験番号を県庁前の掲示場に掲示します。また、合否の結果について本人あて通知します。

十　その他

受験申請書の用紙は、奈良県商工労働部雇用労政課で交付します。

なお、申請書の用紙の郵送を希望するときは、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請用紙請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、九十円切手をはり付けたもの）を同封してください。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十七年五月二十日

奈良県知事　柿　本　善　也

処分をした年月日	処分を受けた者の名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号	処分の内容	処分の原因となった事実

平成十七年五月十一日	カサック	橿原市大谷町四ノ五	総谷修司	奈良県知事許可（般ー一二）第一三八三七号	許可の取消し	破産
平成十七年五月十一日	平田電設工業株式会社	葛城市北花内七二三ノ四	平田　勝	奈良県知事許可（般ー一一）第〇四三四三号	許可の取消し	破産

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機構（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成１７年５月２０日

奈良県知事　柿　本　善　也

第１　競争入札に付する調達の内容

１　入札物件

図書情報館利用者サービス機器等の借入れ

２　入札物件の数量及び特質

図書情報館利用者サービス機器等　一式

３　借入期間

平成１７年１０月１日から平成２２年９月３０日まで

４　納入場所

奈良市大安寺西１丁目　奈良県立図書情報館

５　入札方法

入札は、１か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

第２　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる⑴から⑸までに該当する者が、この入札に参加することができます。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止または指名保留の措置期間中でない者であること。

⑶　奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目Ｏ１の賃貸業務に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

奈良県出納局総務課用度係（県庁本庁舎主棟１階）

電話（代表）０７４２－２２－１１０１　内線４７１８

⑷　この公告に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明した者であること。

⑸　この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であって、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。

第３　入札書の提出場所等

１　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒６３０－８２１３　奈良市登大路町６－２

奈良県立図書情報館　サービスサポートグループ（奈良県文化会館地下１階）

電話（代表）０７４２－２７－９８３９　内線４１６

２　入札説明会の日時及び場所

平成１７年５月２５日（水曜日）　午後２時

第４１会議室（県庁本庁舎主棟４階）

３　入開札の日時及び場所

平成１７年６月３０日（木曜日）　午前１１時

出納局総務課入札室（県庁本庁舎主棟１階）

4　郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「図書情報館利用者サービス機器等の借入れに係る入札書」と朱書きして、入開札日の前日までに到着するようにしてください。

第４　その他

1　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2　入札保証金

免除します。

3　契約保証金

契約の相手方は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条第１項ただし書の規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。

4　入札者に要求される事項

(1)　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第２の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をするとともに、調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績証明書及び確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2)　この提出資料に基づき第２の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(3)　入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4)　入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5　入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第７条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6　契約書作成の要否

要します。

7　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8　調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9　手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手続が必要です。）

10　その他

詳細は、入札説明書によります。

第５　Summary

1　Nature and quantity of the services to be procured

Service Computer System for Visitors

2　Time Limit of Tender (by hand)

June 30, 2005 11:00 a.m.

3　Time Limit of Tender (by mail)

June 29, 2005

4　Contact point for the notice

Nara Prefectural Library & Information Center

1st Basement, Nara Cultural Hall

6−2 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8213 JAPAN

TEL 0742−27−9839 (extension 416)

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成１７年５月２０日

奈良県知事　柿　本　善　也

1　随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

奈良県立医科大学附属病院オーダリングシステム用機器一式の賃貸借契約

2　契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県福祉部健康安全局医大・病院課

奈良市登大路町３０番地

3　随意契約の相手方を決定した日　平成１７年４月１日

4　随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社野村総合研究所

東京都千代田区丸の内１丁目６番５号

5　随意契約に係る契約金額　月額９７，１６３，４７２円

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約による。

7　随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１０条第１項第２号該当

教育委員会公告

平成１８年度奈良県立高等養護学校及び奈良東養護学校高等養護部入学者募集要項を次のように定めます。

平成１７年５月２０日

奈良県教育委員会委員長　岡　本　和　美

平成１８年度奈良県立高等養護学校及び奈良東養護学校高等養護部入学者募集要項

平成１８年度奈良県立高等養護学校及び奈良東養護学校高等養護部の第１学年入学者の募集及びその選考は、この要項に基づいて実施します。

1　応募資格

(1)　自力通学など一定の社会的適応力を有する知的障害者で、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のア～オのいずれかに該当する者

なお、出願する養護学校が行う体験学習及び教育相談を受けておく必要があります。

ア　障害児教育諸学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成１８年３月卒業見込みの者

イ　中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は平成１８年３月卒業見込みの者

ウ　学校教育法施行規則第６３条の各号のいずれかに該当する者

エ　奈良県立高等養護学校については、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、山辺郡、生駒郡、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡、吉野郡及び奈良市（平成１７年３月３１日現在の山辺郡都祁村の区域に限る。）に居住する者

オ　奈良県立奈良東養護学校高等養護部については、奈良市（平成１７年３月３１日現在の山辺郡都祁村の区域を除く。）及び生駒市に居住する者

(2)　(1)の「特別の事情がある者」とは、次のア、イのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けた者のことをいいます。

ア　出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ　その他やむを得ない事情がある者

2　募集する学科及び人員

奈良県立高等養護学校　産業科　４８人

奈良県立奈良東養護学校高等養護部　産業科　１６人

3　出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1)　受付期間

平成１７年１０月１２日（水）～１０月１４日（金）午前９時から午後４時まで

(2)　出願書類

ア　入学願書

イ　調査書

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ　返信用封筒１通（結果の通知に使用します。長形３号　１２０㎜×２３５㎜に８０円切手を貼り、あて先を明記したもの）

（注）ア、イの用紙は、出願する養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形３号　２１６㎜×２７７㎜に１４０円切手を貼り、あて先を明記したもの）を同封して、請求してください。

(3)　出願書類提出先

奈良県立高等養護学校（〒６３６－０３４４　磯城郡田原本町宮森３４番地の１
℡　０７４４３－３－２６２６）

奈良県立奈良東養護学校（〒６３０－８０５３　奈良市七条２丁目６７０番地
℡　０７４２－４４－０１１２）

４　入学者の選考

次により出願校において実施します。

(1)　期日

平成１７年１１月１７日（木）午前９時から午後５時まで

(2)　実施内容

ア　発達検査

イ　健康診断

ウ　面接

(3)　備考

実施の詳細は、各養護学校長が別に定めます。

５　選考の結果

平成１７年１１月２８日（月）までに、保護者あてに通知します。

教育長公告

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十一条の規定に基づく平成十八年度奈良県公立学校教員採用候補者選考試験を次のように実施します。

平成十七年五月二十日

奈良県教育委員会教育長　矢和多　忠　一

一　募集人員

種　別	教　科（科　目）	募集人員
小　学　校		百人程度
中　学　校	国語、社会、数学、理科、保健体育、外国語（英語）	三十人程度
盲・ろう・養護学校		八人程度

二　一般選考

１　試験を実施する種別、教科（科目）等

種　別	教　科（科　目）
小　学　校	
中　学　校	国語、社会、数学、理科、保健体育、外国語（英語）
盲・ろう・養護学校	

(1)　複数の校種及び教科（科目）を併願することはできません。

(2)　次のア～オに該当する人については、「加点申請」することにより、選考に際し加点します。

ア　小学校又は中学校を受験する人で、小学校及び中学校教諭普通免許状をともに有する人

イ　中学校を受験する人で、中学校教諭の複数教科の教諭普通免許状を有する人

ウ　学校図書館司書教諭の資格を有する人

エ　中学校英語を受験する人以外で、実用英語技能検定（日本英語検定協会）二級合格、ＴＯＥＦＬ（国際教育交換協議会）ＰＢＴ五〇〇点以上若しくはＣＢＴ一七三点以上取得又はＴＯＥＩＣ（国際ビジネスコミュニケーション協会）六五〇点以上取得のうちいずれかの資格を有する人

オ　奈良県内の公立学校において、平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの五年間で通算三十六月以上常勤講師の経験がある人（一月に満たない場合は、それぞれの日数を通算し、三十日を一月とみなす。ただし、残り日数が十五日以上の場合も一月とみなす。）

（注1）ア～エについては、平成十八年三月三十一日までに取得できる見込みの人を含みます。

（注2）ア～オについて申請する場合には、願書B票の「加点申請」に明記してください。

（注3）上記の申請に当たって虚偽の内容を申請した人又は取得見込みで受験し、平成十八年三月三十一日までに資格を取得できなかった人は、採用内定後であっても採用を取り消します。

2　受験資格

次の各号に掲げる要件に該当する人であること。

(1)　学校教育法第九条各号及び地方公務員法第十六条各号のいずれにも該当しない人

(2)　教育職員免許法に規定する各相当の教諭普通免許状を所有する人又は平成十八年三月末日までに取得できる見込みの人

ただし、取得見込みで受験し、平成十八年三月三十一日までに出願に必要な教諭普通免許状を取得できなかった場合には、採用内定後であっても採用を取り消します。

(3)　昭和四十一年四月二日以降に生まれた人又は昭和三十六年四月二日以降に生まれた人で、過去に三十六月以上教諭として勤務したことのある人（県外で教諭経験を有する場合は、出願時に在職証明書を提出してください。）

ただし、教諭経験月数には、平成十七年三月三十一日現在における本県の公立学校講師（非常勤講師を除く。）の経験月数を含めます。

(4)　県内どこにでも勤務できる人

三　身体障害者を対象とした選考

1　試験を実施する種別、教科（科目）等

一般選考と同じです。

2　受験資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす人であること。

(1)　一般選考の「受験資格(1)～(4)」のすべてに該当する人

(2)　自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な人

(3)　身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が一級から六級までの人

四　試験の日時及び場所

1　第一次試験

(1)　日　時　平成十七年七月二十四日（日）から七月二十六日（火）まで
午前八時二十分から

(2)　場　所　県立奈良高等学校、県立郡山高等学校及び県立奈良商業高等学校の予定

2　第二次試験

日　時　平成十七年九月三日（土）及び九月四日（日）
午前八時二十分から

五　受験手続等

1　願書の交付

(1)　直接受け取る場合

奈良県教育委員会事務局教職員課、奈良県庁県民ホール、奈良県東京事務所及び奈良県広域地場産業振興センター（大和高田市）、において交付しています。

(2)　郵送により取り寄せる場合

返信用封筒（角二封筒に一四〇円切手を貼り、宛名を記入したもの）を同封し、〒六三〇－八五〇二　奈良県教育委員会事務局教職員課（住所不要）まで郵送してください。

(3)　インターネットでダウンロードする場合

奈良県ホームページからトップページの「申請書ダウンロード」をクリックし、要項・願書をダウンロードしてください。

必ずA４サイズに印刷してください。

2　願書の提出期間

出願方法	出　願　期　間

(1) 直接持参	平成十七年五月三十日（月）～平成十七年六月三日（金）　十三時～十七時
(2) 郵送	平成十七年五月十六日（月）～平成十七年五月三十一日（火） （注）必ず書留便としてください。五月三十一日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。
(3) インターネット	平成十七年五月十六日（月）～平成十七年五月二十七日（金）　十七時まで （注）奈良県ホームページからトップページの「電子申請・届出」をクリックし、「利用者登録」を行ったのち、申請書を作成し、送信してください。

3　願書の提出先
〒六三〇－八五〇二
奈良市登大路町三十番地
奈良県教育委員会事務局教職員課

六　受験票の交付
出願者に対する受験票の送付又は送信は、六月下旬に行います。

七　合格者の発表
1　第一次試験の結果は平成十七年八月下旬に、第二次試験の結果は平成十七年九月末（予定）に、それぞれ本人宛に通知します。
2　第二次試験の不合格者については、希望により平成十八年度奈良県公立学校講師任用候補者として登録します。

八　その他
この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三十番地　奈良県教育委員会事務局教職員課（電話〇七四二－二二－一一〇一　内線五二三八）において受け付けます。

正誤

平成十七年四月十二日付け奈良県公報第千六百六十号正誤表

ページ	段	行	誤	正
五	下	表中「北(4)城郡王寺町(4)下」は、「北葛城郡王寺町葛下」の誤り。		

【定　価】　一か月　二千三百円　一部売り　一枚につき三十円（共に、送料別）

本誌は再生紙を使用しています。

発　行

奈　良　県

奈良市登大路町三〇
電話　〇七四二―二二―一一〇一㈹

印　刷

株式会社　春　日

奈良市三条栄町九―一八
電話　〇七四二―三五―七二二二㈹